

北海道告示第 11400 号

北海道が令和2年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

令和2年12月1日

(経済部所管分 その16)

北海道知事 鈴木 直道

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
<p>テレワーク導入支援補助金 道内における新型コロナウイルス感染症の拡大防止及びテレワークの普及促進を図ることを目的に、道内中小企業者等が行うテレワークの導入に係る経費の一部を道の予算の範囲内で補助する。</p>	<p>道がテレワーク導入支援補助金交付要綱で定める中小企業者等</p>	<p>事業の実施に要する次に掲げる経費</p> <p>1 端末導入費 テレワーク導入に伴い必要となるノートパソコン及びタブレットの購入費及びリース費用</p> <p>2 情報通信機器等導入費</p> <p>(1) テレワーク導入に関する機器等の購入及びリース費用</p> <p>(2) 業務のテレワーク化に必要なシステム・アプリケーション、勤怠管理ツール等の導入による初期費用及び利用料</p> <p>(3) テレワークの導入のためのシステム構築費用</p> <p>(4) その他PC等の端末台数増に伴う関連ソフトの導入、利用料</p>	<p>4分の3以内 (1補助対象者当たり上限額65万円、下限額30万円)</p>	<p>経済53号様式 別に指示する様式</p>	<p>経済第54号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 令和3年3月5日 提出先 経済部 労働政策局 雇用労政課</p>	<p>—</p>	